

IP アドレス等料金体系一部改定の件

2012 年度の料金体系改定時には、新料金体系適用開始時期を 2014 年度としていた IP アドレス管理指定事業者、特殊用途用 PI アドレスの料金について、2013 年度から新料金体系の適用開始とすることをご承認願います。

1. 背景

2012 年度より、JPNIC が管理するすべての IP アドレス、AS 番号を同一料金体系とすることを目的として、IP アドレス等料金体系改定を実施することとした。

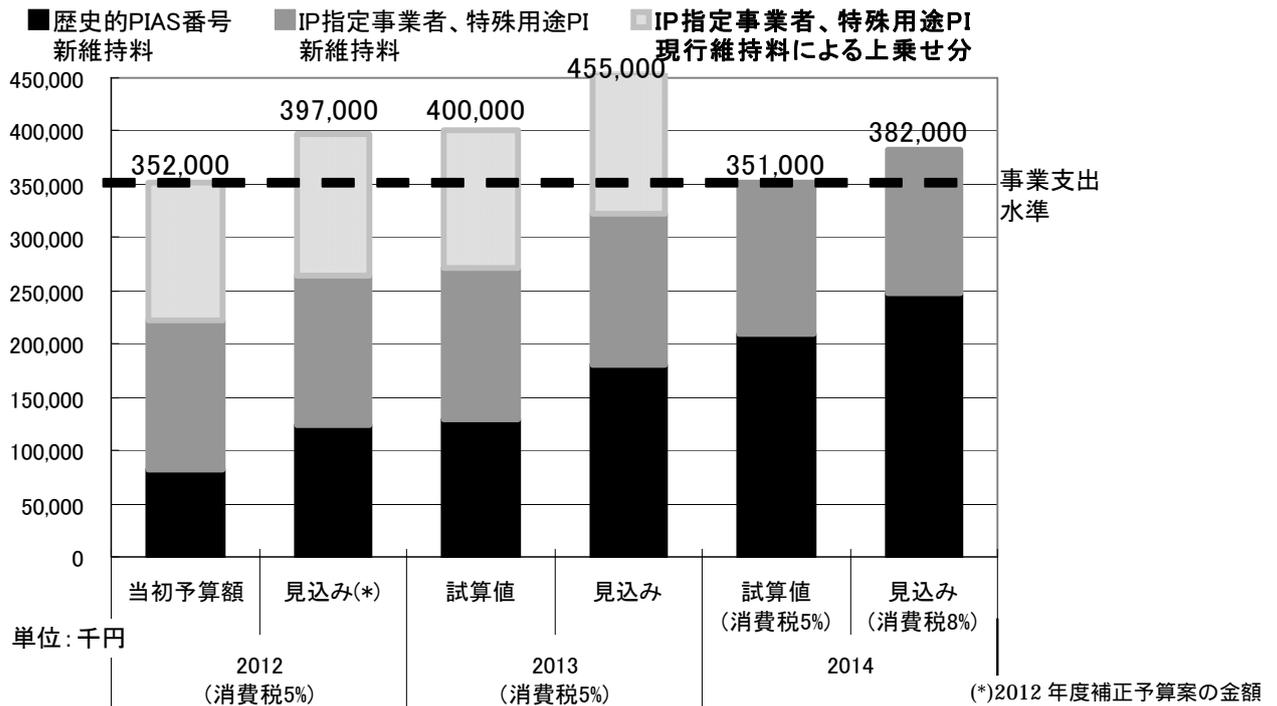
なお、新たな課金対象となる歴史的 PI および AS 番号に対しては、激変緩和等を考慮し、初年度 50%割引、2 年目 25%割引の経過措置期間を設けることとした。

しかし、事業支出水準の収入確保が不確実であるため、経過措置期間中の 2 年間は、IP アドレス管理指定事業者および特殊用途用 PI アドレスについて、従前の料金体系を継続することとした。

2. 2012 年度の収入見込み

2012 年 4 月の維持料請求と、その後の収納状況を踏まえると、2012 年度は当初予算額である、352,000 千円を上回る 397,000 千円となり、当初の試算値では 2013 年度と見込んでいた水準(400,000 千円)に 2012 年度時点でほぼ達する見込みである。

改定時試算と 2012 年度を含めた今後の見込み比較



予算と実績がかい離する大きな要因としては、事前の利用意向調査結果において「継続利用予定」と回答した組織のみを課金対象とし試算した結果に基づき、2012 年度の収入予算を策定したが、実際には、予算策定時に請求対象外とみなした、利用意向調査で「返却」「一部返却」および「未定」と回答した組織の半数以上が継続利用となっていたため請求対象となったこと、さらに、その中でもクラス B 保有組織が比較的多く含まれていたことによるものである。

3. 改定案

2014年度からを予定していた、IPアドレス管理指定事業者および特殊用途用PIアドレスの新料金体系適用を2013年度からとする。

ただし、歴史的PIアドレスおよびAS番号の2013年度25%割引は当初の予定通り実施する。

改定案を反映した維持料金額例（2012～2014年度）

アドレスサイズ	対象	金額		
		2012 (消費税5%)	2013 (消費税5%)	2014 (消費税8%)(*)
—	AS番号	¥26,250	¥39,375	¥54,000
/24	特殊用途PI	¥210,000	(改定前: ¥210,000) ¥52,500	¥54,000
	歴史的PI	¥26,250	¥39,375	
/22	指定事業者	¥262,500	(改定前: ¥262,500) ¥88,725	¥91,260
	歴史的PI	¥44,363	¥66,544	
/20	指定事業者	¥262,500	(改定前: ¥262,500) ¥149,945	¥154,229
	歴史的PI	¥74,973	¥112,459	
/16	指定事業者	¥840,000	(改定前: ¥840,000) ¥428,259	¥440,495
	歴史的PI	¥214,129	¥321,194	

(*)2014年度は消費税増を反映した金額

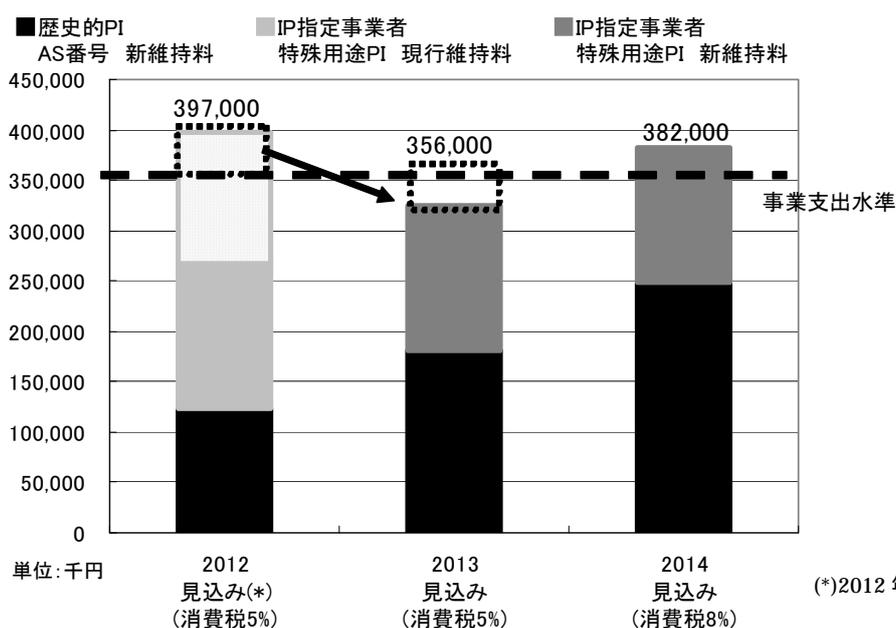
4. スケジュール案

2012年12月7日	第48回総会
2012年12月中旬	2013年度維持料請求の案内
2013年1月	改定規則文書公示
2013年2月	
2013年3月	第49回総会（2013年度事業計画、予算案審議）
2013年4月	改定規則文書施行 / 2013年度維持料請求

< 参考 >

本改定により、2013年度は一時的に収入が事業支出水準を下回ることが予想される。この部分については、2012年度の繰越収支差額を充てることを検討する。

2013年度から新料金を適用した収入見込み



以上